



2010-021
2020年12月28日

企業主導型保育事業ご担当者様

公益財団法人児童育成協会

改修支援加算および改修実施加算の取扱いについて

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年度より、これまで「整備費」として助成していた大規模修繕等に係る費用（改修費）について、「運営費」の「改修支援加算」等として助成することとしています。

加算額は、「改修支援加算（基本分・加算分）」の合計額（以下「基準額」という。）と、建物の改修等に要した費用に3/4を乗じた額を比較していずれか少ない方の額に1/10を乗じた額であり、10年間を限度とし、算出した1/10の額を毎年助成します。

「令和2年度企業主導型保育事業の新規募集に係る運営費助成申込について」には、改修支援加算・改修実施加算について、以下のように記載しておりますが、今般助成対象範囲を下記のとおりいたしましたので、お知らせいたします。

企業主導型保育事業（運営費）の助成対象となるのは、開所後に発生した運営費用になります。「改修支援加算」も運営費としての助成となることから、上記と同様の取扱いとなります。また、助成金は対象施設の運営費用のみに使用することとなっていることから、法人本部への繰入が出来ません。

※「改修支援加算」は、運営費としての助成であり、改修費用の外部からの借入金の償還に要する費用に対する助成を想定しています。したがって、例えば、改修費用を開所前に一括で支払った場合は「開所後に発生した運営費用」に該当しないため、助成対象外となります。また、法人本部が支出を行った場合に、助成金から本部繰入による償還を行うことができませんので、対象施設の会計において償還金を支出する必要があります。なお、運営費の助成金基準額より総事業費が少ない場合も満額の助成とならない場合があります。

敬具

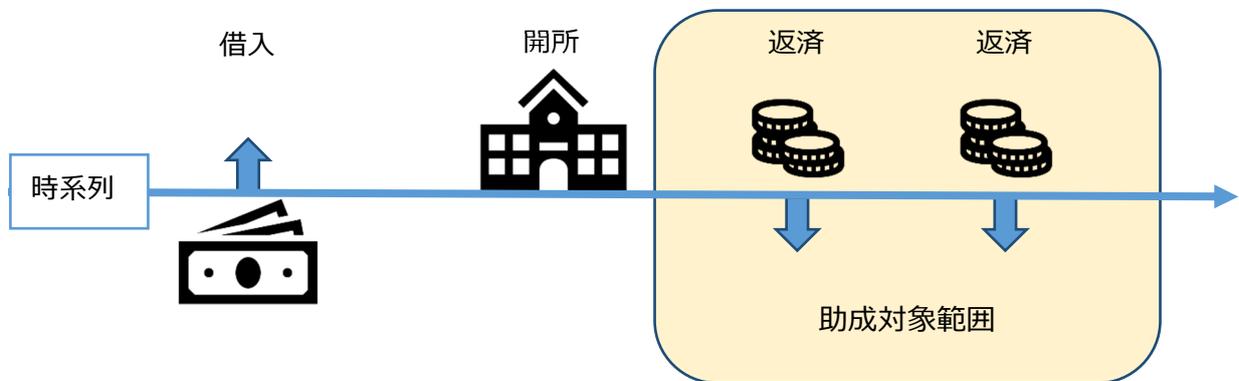
記

1-1. 「借入金」を“開所後”に返済する場合

(1) 改修支援加算の助成対象範囲

「改修に要する費用の3/4又は基準額」の1/10の範囲内で、“開所後”に発生した借入金の償還に要する費用および支払利息が助成対象です。

(イメージ)



(2) 助成の考え方

①運営費助成決定後の初回の助成金支払いの際に合わせて助成します。1年間の助成額は「改修に要する費用の3/4又は基準額」の1/10となります。

②改修支援加算は当該年度分の借入金の返済に充てることが可能です。

(3) 完了報告時の計上方法

①完了報告の支出項目に、当該年度の対象となる償還金および支払利息を「借入金元金償還支出」として、「改修に要する費用の3/4又は基準額」の1/10の範囲内で計上します。

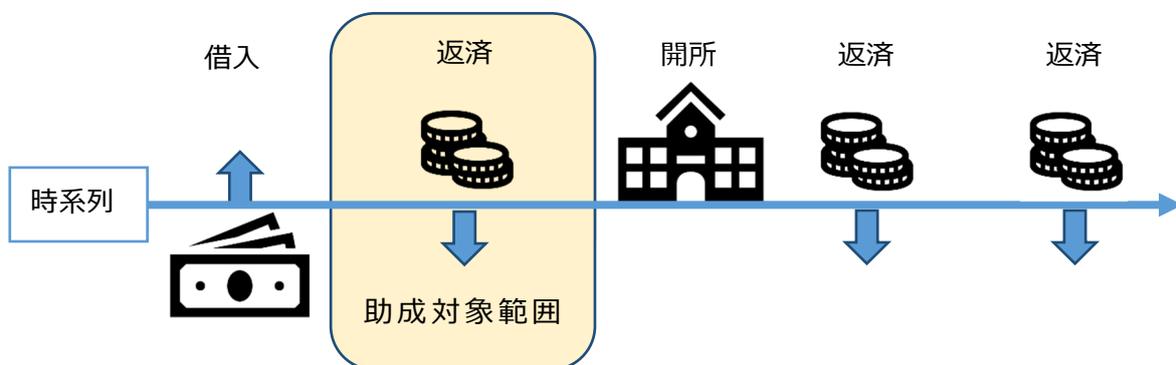
②計上する際は、「改修に要する費用の3/4又は基準額」の1/10の範囲を超えないよう、ご注意ください（3.（1）参照）。

1-2. 「借入金」を“開所前”に返済する場合

(1) 改修支援加算の助成対象範囲

「改修に要する費用の3/4又は基準額」の1/10の範囲内で、“開所前”に発生した借入金の償還に要する費用および支払利息の立替費用が助成対象です。

(イメージ)



(2) 助成の考え方

①運営費助成決定後の初回の助成金支払いの際に合わせて助成します。1年間の助成額は「改修に要する費用の3/4又は基準額」の1/10となります。

②改修支援加算は、開所前に発生した借入金の返済に充てることが可能です。

③例えば開所日が「4月1日」の場合、開所前の返済費用を開所年度の支出額に計上することが可能です。

(3) 完了報告時の計上方法

完了報告の支出項目に、対象となる償還金および支払利息を「改修立替支出」として「改修に要する費用の3/4又は基準額」の1/10の範囲内で計上します。

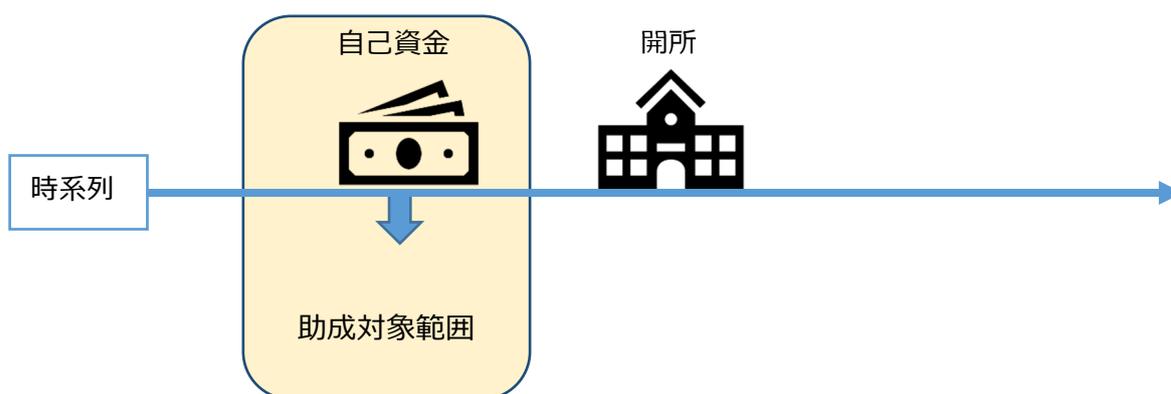
②計上する際は、「改修に要する費用の3/4又は基準額」の1/10の範囲を超えないよう、ご注意ください(3.(1)参照)。

2. 自己資金により改修を行った場合

(1) 改修支援加算の助成対象範囲

「改修に要する費用の3/4又は基準額」の1/10の範囲内で、自己資金により支出した分の立替費用が助成対象です。

(イメージ)



(2) 助成の考え方

- ① 運営費助成決定後の初回の助成金支払いの際に合わせて助成します。1年間の助成額は「改修に要する費用の3/4又は基準額」の1/10となります。
- ② (1)の範囲内で、運営費から本部繰り入れが可能です。
- ③ 借入に対する返済は、開所前、開所後、共に対象です。

(3) 完了報告時の計上方法

- ① 完了報告の支出項目に、対象となる償還金および支払利息を「改修立替支出」として「改修に要する費用の3/4又は基準額」の1/10の範囲内で計上します。
- ② 計上する際は、「改修に要する費用の3/4又は基準額」の1/10の範囲を超えないよう、ご注意ください(3.(1)参照)。



3. 借入金の場合の特記事項

- (1) 改修支援加算は「10年間」を限度としていますが、仮に5年で「改修費用の外部借入金」を完済した場合、残り5年間については「改修立替支出」として計上することができます。完済を理由に改修支援加算の助成が停止されることは無く、引き続き最大残りの5年間は助成が続きます。
- (2) 借入金は「金銭消費貸借契約書」と「返済計画書」等で借入れが確認できれば、金融機関からの借入れでなくても可能です。例えば、代表取締役個人や、グループ会社からの借入も可能です。一方、同一法人内の資金移動は借入金ではなく、自己資金となります。
- (3) 「自己資金による支払い」と「借入金による支払い」を併用した場合においても、共に助成対象となります。

4. 自己資金の場合の特記事項

「改修支援加算」を本部に繰り入れする場合、必ず「改修立替支出」として計上し、改修費用との二重計上にならないように申請してください。「改修立替支出」として計上しない場合は、本部への繰り入れができません。

5. 備考

- (1) 改修支援加算は内閣府作成の実施要綱によると、「事業実施年度から連続する10年間を限度として加算する。」とされています。このため、助成決定年度を始期として10年間加算することを想定しています。仮に在籍児童が0人となり運営費が発生しない場合は、当該年度の運営費加算分である改修支援加算の助成をすることができません。例えば、3月開所を目指し、3月に開所はしたものの、児童がいなかった場合は、10年にわたって支払われる改修支援加算の初年度分について助成が出来ません。なお、改修支援加算を申請した施設において、内示時期の関係で年度内に工事完了が行えない場合、翌年度に同一内容の助成決定を繰り越すことができます。



- (2) 改修実施加算は改修実施加算の取扱いに準じます。
- (3) 事業実施から10年未満で、改修等した保育施設において企業主導型保育事業を実施しなくなった場合には、本加算に係る助成金の全部又は一部を返還させる場合がありますので、ご注意ください。

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部 相談支援室

電話 0570-550-819

(9:45~17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>